望月（本部）

「將來綱領其他ヲ遵守セナイモノガ脫退スル場合ナキニシモアラズデアルソウシタ場合ニ脫退者ガ財産上ニ就イテ請求スレバ非常ニ困ルカラソウシタ條項ヲ設ケタノデアル」

土塚

「會費ヲ明記シテヲラナイ理由如何」

望月（本部）

「本大會デ會費ヲ決定シテ貰ヒタイ」

「青年部ヲ設置スルヤ否ヤ」

望月（本部）

「設置セナイ」

該件ハ滿場一致ニテ可決シタ

四、紡績操短反對運動ノ件

說明者　藤岡　文六

財團法人協調會大阪支部